

## 各種書面の電子交付サービス/電子提出サービスの承諾について

**「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」の電子交付サービス**

電子交付サービスとは、商品先物取引の際に、お客様にご確認いただく「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」を書面での交付（郵送による交付）に代えて、電磁的方法で交付するサービスです。具体的には、電子ファイルで作成された書面を当社のWEBサイト上で閲覧できる、または閲覧の上、お客様のパソコンにダウンロードできるサービスです。

### 「電子交付サービス」の方法

当社のWEBサイト内に「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当社のWEBサイト内に「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」を記録し、お客様の閲覧に供するとともにお客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法により行われます。

### 「電子交付サービス」の内容

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社が推奨いたしますブラウザならびに PDF ファイル閲覧ソフトが必要となります。詳細は、ヘルプ「必要なシステム環境」をご確認ください。

**「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」の閲覧**

システムメンテナンス時間等を除き、常に最新の「商品先物取引に係る注意喚起文書」、「商品先物取引の契約締結前交付書面」及び「商品先物取引約款」は、当社 WEB サイト上の以下の画面において閲覧できます。

- ・「商品先物」>「お取引までの流れ」画面

**その他**

「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、既に「電子交付サービス」で交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行なうことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

**「約諾書」、「通知書」、「差換預託に関する同意書」及び「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」の電子提出サービスについて**

「約諾書」、「通知書」、「差換預託に関する同意書」及び「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」の電子提出サービス（以下、「電子提出サービス」といいます）とは、商品先物取引開始にあたり、お客様から提出していただく「約諾書」、「通知書」、「差換預託に関する同意書」及び「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」について、書面での提出（郵送）に代えて、電磁的方法により関係書類の内容を承諾した旨を当社に通知していただくものです。

### **電子提出サービスの方法**

当社の WEB サイト内の認証（ユーザーネーム・パスワードを使用したログイン）が必要となるお客様サイトに、関係書類の内容を記録し、お客様の閲覧に供し、お客様が内容を承諾した旨を当社に通知をしていただく方法により行われます。

### **電子提出サービスの内容**

当社が推奨するインターネットブラウザ及び PDF 閲覧ソフトウェアを通じて、電磁的方法によりお客様から当社に通知をしていただきます。

### **帳票の交付について**

商品先物の帳票は電子交付サービス（商品先物専用トレーディングツール）により送付されます。また、郵送交付をご希望することはできません。